



平成21年7月24日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 オオバ
代 表 者 代表取締役社長
(コード番号 9765)
氏 名 大 場 明 憲
問合せ先責任者 総務担当取締役 渡 邊 丈 士
(TEL 03-3460-0111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年8月27日開催予定の第75回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」といいます。)されたことから、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等の所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更の内容」に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成21年8月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年8月27日(予定)

以上

(別紙)

定款の変更内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	改正案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条から第45条 (条文省略)</p> <p>附 則 (新設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条から第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>